

令和 2 年度
岬町社協地域包括支援センター事業報告書

自 令和 2 年 4 月 1 日

至 令和 3 年 3 月 31 日

社会福祉法人 岬町社会福祉協議会

1. 包括的支援事業

(1) 総合相談支援業務（参考資料 P10、P11 参照）

地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続することができるよう相談に応じました。その中で、どのような支援を必要としているのか等を把握し、地域における適切な保健医療・介護福祉サービスや関係機関又は制度の利用につながるよう支援を行いました。

①相談方法（延べ件数）

	電話	来所	訪問・出張	文書・メール・FAX	その他	合計
新規	189	48	0	3	8	248
継続	1,090	203	177	64	42	1,576
計	1,279	251	177	67	50	1,824

②相談人数（延べ人数）

	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	不明	合計
男性	139	116	206	178	47	686
女性	309	125	284	374	46	1,138
計	448	241	490	552	93	1,824

③相談経路（延べ件数）

本人	同居家族・親族	別居家族・親族	介護支援専門員	サービス事業所
521	147	161	464	93
福祉施設	社会福祉協議会	保健所・保健センター	医療機関	民生委員・地区福祉委員
24	27	2	104	43
近隣・知人	岬町役場福祉課	行政関係	岸和田子ども家庭センター	CSW
17	179	5	5	7
消防・警察	その他	合計		
0	25	1,824		

④相談内容（延べ件数）

<総合相談支援>

日常生活相談	介護一般の相談	介護保険全般	要介護（支援）申請	ケアマネジメント	介護（予防）サービス利用
332	60	24	107	94	153
福祉用具レンタル・購入	住宅改修	介護予防事業に関する事	医療・健康に関する事	入退院に関する事	在宅福祉サービスに関する事
77	68	5	243	122	11
障がい福祉に関する事	介護施設入所に関する事	有料・ケアハウス・サ高住利用に関する事	認知症に関する事	精神疾患に関する事	家族間の問題に関する事
35	13	33	221	258	165
生活保護・経済困窮に関する事	見守り相談	安否確認	緊急対応	苦情	その他
12	17	19	10	4	29
合計					
2,112					

<権利擁護>

成年後見制度等に関する事	日常生活自立支援事業に関する事	虐待に関する事	消費者被害に関する事	その他	合計
94	121	27	10	17	269

⑤相談後対応（延べ件数）

相談・助言のみ	情報提供	連絡・調整	訪問・出張	申請代行
1,370	490	377	220	21
他機関と協働	ケース検討	その他	合計	
71	14	78	2,641	

⑥対応結果（延べ件数）

終	結	858
継	続	966
合	計	1,824

⑦出張福祉なんでも相談（岬町協働）

包括支援センターとして11回の担当を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大抑制のため各活動拠点でのコミュニティカフェ中止に伴い、出張福祉なんでも相談も中止となりました。

⑧広報・啓発活動

○広報紙「社協みさき」

・岬町社協地域包括支援センター通信掲載（4月、7月、10月、1月号）

○「包括だより」の発行

発行回数	内容	発行先
37回	特殊詐欺注意報・熱中症予防・新型コロナウイルス感染症予防など	岬町ケアマネジャー連絡会・介護サービス事業所・MCS [*] 多職種グループなど

*MCS（メディカル・ケア・ステーション）…医療、介護分野で最適な電話やFAXに代わる非公開型医療介護連携コミュニケーションツール

⑨見守り支援活動

介護保険サービス等を利用する要支援1・2、事業対象者の方を対象に地域包括支援センター職員や事業所専門職（ケアマネジャー等）による布製マスク及び案内チラシ（感染防止、介護予防体操、熱中症予防等）のポスティング・個別訪問を実施。

実施月	対象人数
4月	391名
8月	384名

(2) 権利擁護業務

地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者などが地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用促進、高齢者虐待の防止とその対応、困難事例への対応、消費者被害の防止・対応等の支援を行いました。

①相談内容（再掲）（延べ件数）（参考資料 P11 参照）

成年後見制度等に関する事	日常生活自立支援事業に関する事	虐待に関する事	消費者被害に関する事	その他	合計
94	121	27	10	17	269

【虐待に関する事】

○相談件数延べ27件（実数14名）

＜種別・類型：経済的6件、身体的3件、心理的3件、ネグレクト2件＞

【権利擁護業務における主な連携機関、職種等】

- ・岬町（福祉課、保険年金課など）
- ・CSW
- ・ケアマネジャー
- ・リーガルサポート泉州支部（司法書士会）
- ・大阪弁護士会「ひまわり」
- ・コスモス成年後見サポートセンター大阪支部（行政書士会）
- ・法テラス
- ・警察
- ・消費者センター
- ・日常生活自立支援事業担当職員
- ・生活支援コーディネーター等

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

主治医、介護支援専門員、地域の関係機関等との連携を通じて、地域包括支援センターを中心に包括的かつ継続的なケア体制を構築するため、ケアマネジメントの後方支援等を行うと共に介護支援専門員等への情報提供やネットワークの構築に取り組みました。

①包括的・継続的ケアマネジメント（延べ件数）（参考資料 P11 参照）

日常的個別指導・相談	支援困難事例への指導・助言	サービス担当者会議の開催支援	給付関係相談	その他	合計
437	147	15	47	31	677

②岬町ケアマネジャー連絡会、研修会等

ケアマネジャー連絡会役員会や連絡会（偶数月第3火曜日）、多職種事例検討会、研修会等を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大抑制のため中止。

③ 6市町ケアマネジャー合同連絡会

開催日	内 容
9月11日	第26回6市町ケアマネジャー合同連絡会書面開催（MCS活動報告）
1月18日	第27回6市町ケアマネジャー合同連絡会書面開催（MCS活動報告）

(4) 地域ケア会議等関連業務

① 個別ケア会議（本センター主催）（随時開催）

○開催回数：延べ14回（実ケース数10件）

○参加者数：延べ94名

○参加機関等：役場担当課、ケアマネジャー、医療機関、介護サービス事業所、福祉施設、障害福祉相談支援事業所、保健所、司法書士、CSW、生活支援コーディネーター、民生委員、福祉委員、家族・親族、近隣住民等

○主な内容：認知症や障がいに関する普及、啓発・複合的な問題を抱える世帯への支援・介護サービス、関わりの拒否・医療介護連携・権利擁護等

② 地域ケア自立支援型会議（岬町協働）（2ヶ月に1回）

要支援認定者について、生活不活発病や筋骨格系疾病（骨折や慢性的な関節の痛み）等により要介護認定に至った事例を中心に、自立支援や重度化防止のため支援が必要になった原因に応じて実現可能な目標設定と改善の可能性のある機能に働きかける支援方法等を検討しました。

【会議構成及び役割】

：事例提供者（介護支援専門員、サービス事業所等）・助言者（理学療法士、作業療法士、管理栄養士、ケアマネ連絡会、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター等）・アドバイザー（理学療法士、作業療法士）・司会（岬町）

※傍聴者（介護支援専門員等）は新型コロナウイルス感染拡大抑制のため受入れなし

開催日	内 容	参加人数
—	岬町担当課、アドバイザー、事例提供者等との事前打合せ会議 延べ4回	延べ11名
5月19日	【新型コロナウイルス感染拡大抑制のため中止】 岬町地域ケア自立支援型会議	—
7月21日	岬町地域ケア自立支援型会議（2事例）	3名
9月15日	岬町地域ケア自立支援型会議（1事例）	2名
11月17日	岬町地域ケア自立支援型会議（2事例）	3名
1月19日	【新型コロナウイルス感染拡大抑制のため中止】 岬町地域ケア自立支援型会議	—
3月22日	岬町地域ケア自立支援型会議（2事例）	3名

③地域ケア会議への参加

開催日	内 容	参加人数
2月15日	岬町地域ケア会議（個別ケア会議から見えてきた地域課題・主な取り組みについて等）	2名

④認知症初期集中支援チーム検討会議等への参加

開催日	内 容	参加人数
9月24日	認知症初期集中支援チーム検討委員会事前会議	1名
10月14日	第13回認知症初期集中支援チーム検討委員会	2名

2. 指定介護予防支援事業

要支援者が介護予防に資する保健・医療サービス又は福祉サービスの適切な利用により、現在の状態の維持・改善が図れるように、自立支援に向けた介護予防サービス計画を作成しました。介護予防サービス計画に基づく指定介護サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等関係機関との連絡調整などを行いました。

<介護予防ケアマネジメント業務>

介護予防支援	合計件数	内新規	内継続
包括支援センタープラン①	1,608	49	1,559
委託プラン②	1,966	29	1,937
ケアマネジメントA	合計件数	内新規	内継続
包括支援センタープラン③	493	18	475
委託プラン④	420	13	407
包括支援センタープラン小計 (①+③)	2,101	67	2,034
委託プラン小計 (②+④)	2,386	42	2,344
合 計 (①+②+③+④)	4,487	109	4,378

※実績は介護給付費審査確定ベースで算出

3. 認知症施策推進事業への協力

岬町が実施する認知症施策推進における認知症啓発や徘徊高齢者等SOSネットワーク等の各種取り組みへの参加協力・周知に努めました。また、認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームとの連携を図りました。

開催日	内 容	参加人数
4月22日	【新型コロナウイルス感染拡大抑制のため中止】 岬町キャラバンメイト連絡会	—

7月22日	岬町RUN伴実行委員会及び岬町キャラバンメイト連絡会合同会議	1名
10月14日	第6回認知症施策推進会議	2名

4. 在宅医療・在宅介護連携推進事業への協力

岬町が実施する医療と介護に関する各種取り組みや定例会議への参加、診療所訪問活動等を通じ医師会・歯科医師会・薬剤師会や地域の医療機関等と連携を図り、医療と介護を必要とする高齢者が在宅生活を継続できるよう支援体制の強化を図りました。

①研修会、会議等への参加

開催日	内 容	参加人数
6月29日	岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議	1名
7月20日	岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議	1名
8月24日	岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議	1名
9月28日	岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議	1名
10月26日	岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議	2名
11月30日	岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議	1名
12月21日	岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議	2名
1月25日	岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議	1名
2月20日	令和2年度泉州南圏域医療・介護連携推進会議	1名
2月22日	岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議	2名
2月25日	【新型コロナウイルス感染拡大抑制のため中止】 岬町多職種連携会議	—
3月19日	岬町在宅医療・在宅介護連携推進事業定例会議	2名

②岬町内診療所訪問活動（岬町・泉佐野泉南医師会・地域包括支援センター協働）

開催日	訪問先	参加人数
9月23日	医療法人 市川クリニック	1名
11月16日	医療法人愛輪会 あい整形外科リハビリクリニック	1名
3月29日	医療法人 津山医院	1名

5. 岬町生活支援コーディネーター設置業務運営事業との連携、協働

生活支援コーディネーターと密に連携し総合事業や生活支援サービスのあり方等を検討するとともに、生活支援サービスの社会資源開発の一環である集える居場所として、実施している認知症カフェに参加しました。岬町生活支援・介護予防サービス協議体会議の運営にも積極的に参画しました。

開催日	内 容	参加人数
4月～6月	【新型コロナウイルス感染拡大抑制のため中止】 認知症カフェ「おにぎりサロン」	—
7月 5日	認知症カフェ「おにぎりサロン」	1名

9月27日	認知症カフェおにぎりサロン「喫茶Sunデー」モデル実施	1名
10月18日	認知症カフェ立ち上げに向けた担い手勉強会	2名
10月23日	令和2年度第1回岬町生活支援・介護予防サービス協議体会議	2名
11月	【新型コロナウイルス感染拡大抑制のため中止】 認知症カフェおにぎりサロン「喫茶Sunデー」	—
1月	【新型コロナウイルス感染拡大抑制のため中止】 認知症カフェおにぎりサロン「喫茶Sunデー」	—
2月	【新型コロナウイルス感染拡大抑制のため中止】 認知症カフェおにぎりサロン「喫茶Sunデー」	—
2月15日～ 19日	おにぎりサロン参加者へ「見守り訪問活動」（新型コロナウイルス感染症予防対策用品・チラシ等配布）	1名
3月12日	令和2年度第2回岬町生活支援・介護予防サービス協議体会議	2名
3月28日	認知症カフェおにぎりサロン「喫茶Sunデー」	1名

6. 連絡調整会議（社協本部、包括・福祉課高齢介護係）

開催日	参加人数	開催日	参加人数	開催日	参加人数
4月中止	—	8月26日	3名	12月23日	3名
5月28日	5名	9月23日	3名	1月27日	3名
6月24日	3名	11月4日	3名	2月24日	3名
7月22日	3名	11月15日	3名	3月31日	2名

7. その他、各種会議・連絡会・研修会等

開催日	内 容	参加人数
偶数月（第3木）	【新型コロナウイルス感染症拡大抑制のため中止】 RING MISAKI（事例検討会）	—
4月9日	令和2年度 正副会長・地区福祉委員会委員長会議	1名
6月19日	生活支援ハウス利用判定審査会	1名
7月10日	岬町社会福祉協議会事務所における消防訓練	5名
7月13日	令和2年度第1回福祉委員会連絡会	1名
7月13日	歳末たすけあい運動配分事業 民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会 協議	1名
8月12日	岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画推進検討委員会	1名
8月17日	歳末たすけあい運動配分事業 民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会 協議	1名
8月18日	令和2年度大阪府相談支援従事者現任研修「事前課題・事例報告書・エコマップ作成、利用者面談」アドバイザー	1名

8月18日	悪質商法情報交換会議	1名
8月19日	令和2年度大阪府相談支援従事者現任研修「WEB講義プログラム」伝達研修	1名
9月4日	小地域ネットワーク活動研修会	2名
9月14日	民生委員児童委員協議会福祉部会研修会（包括説明）	2名
9月14日	令和2年度大阪府相談支援従事者現任研修「インターバル実習1日目」	1名
9月17日	岬町介護保険運営協議会 岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会	2名
10月7日	令和2年度大阪府相談支援従事者現任研修「インターバル実習2日目」	1名
10月22日	介護講座「介護が必要になってもこの町で元気に暮らすために」（ほほえみ主催）	2名
10月31日	令和2年度災害ボランティア養成講座	1名
11月20日	精神保健福祉 家族会あすなるサロン	1名
12月1日	高齢者施設運営法人経営層向け新型コロナウイルス感染症対策オンラインセミナー（大阪府主催）	1名
12月25日	高齢者施設等での施設内感染症対策のための研修（オンライン）大阪府医師会主催	1名
1月7日～ 21日	手話通訳者等養成講習（計5日）	延べ5名
1月6日	岬町社会福祉協議会事務所における消防訓練	4名
1月8日	令和2年度大阪府介護予防活動強化推進事業 介護予防ケアマネジメント推進研修（全体研修会）	1名
1月20日	事務局デジタル化・ICT等勉強会	1名
2月2日	令和2年度近畿ブロック社協災害支援研修 事前講義（動画配信）	1名
2月15日	令和2年度第4回岬町介護保険運営協議会	2名
2月17日	令和2年度近畿ブロック社協災害支援研修	1名
2月25日	令和2年度第2回福祉委員会連絡会	1名
3月8日	重層的支援体制整備事業に係る研修会	1名
3月19日	精神保健福祉 家族会あすなるサロン	1名
3月22日	阪南市岬町地域自立支援協議会 日中サービス支援型共同生活援助評価部会学習会	1名
3月23日	阪南市岬町地域自立支援協議会 日中サービス支援型共同生活援助評価部会	1名
3月26日	岬町社協地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）実地指導	5名

平成29年度～令和3年度9月末日 岬町社協地域包括支援センター

総合相談支援業務・権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務 実績①

総合相談支援業務及び権利擁護業務

1、相談方法（延べ件数）

		H29	H30	R1	R2	R3
新規	電話	84	110	122	189	75
	来所	34	48	44	48	27
	訪問・出張	4	10	6	0	4
	文書・メール・FAX	0	0	0	3	0
	その他	3	10	5	8	5
小計		125	178	177	248	111
継続	電話	787	1,038	846	1,090	575
	来所	203	210	201	203	86
	訪問・出張	120	219	198	177	90
	文書・メール・FAX	9	7	0	64	19
	その他	29	42	41	42	22
小計		1,148	1,516	1,286	1,576	792
合計		1,273	1,694	1,463	1,824	903

2、相談人数（延べ人数）

		H29	H30	R1	R2	R3
男性	65歳未満	47	26	27	139	100
	65～74歳	76	132	138	116	67
	75～84歳	289	337	258	206	85
	85歳以上	96	176	139	178	82
	不明	21	34	27	47	15
小計		529	705	589	686	349
女性	65歳未満	5	18	18	309	126
	65～74歳	188	159	197	125	161
	75～84歳	293	442	235	284	125
	85歳以上	231	331	395	374	111
	不明	27	39	29	46	11
小計		744	989	874	1,138	534
不明						20
合計		1,273	1,694	1,463	1,824	903

3、相談経路（延べ件数）

	H29	H30	R1	R2	R3
①本人	244	341	307	521	285
②同居家族・親族	91	171	117	147	76
③別居家族・親族	136	174	112	161	65
④介護支援専門員	300	310	357	464	205
⑤サービス事業所	92	145	110	93	49
⑥福祉施設	16	17	4	24	9
⑦社会福祉協議会	7	17	14	27	7
⑧保健所・保健センター	1	4	2	2	2
⑨医療機関	75	142	152	104	65
⑩民生委員・地区福祉委員	16	44	62	43	19
⑪近隣・知人	36	20	16	17	10
⑫岬町役場福祉課	199	206	138	179	84
⑬行政関係	11	15	8	5	2
⑭岸和田子ども家庭センター	30	26	12	5	3
⑮CSW	5	29	12	7	7
⑯消防・警察	1	2	4	0	1
⑰その他	13	31	36	25	14
合計	1,273	1,694	1,463	1,824	903

※R3年度＝4月～9月末日現在

※件数が多い所に網掛けをしています。

平成29年度～令和3年度9月末日 岬町社協地域包括支援センター
総合相談支援業務・権利擁護業務及び包括的・継続的ケアマネジメント業務 実績②

4、相談内容（延べ件数）

		H29	H30	R1	R2	R3
総合 合 相 談 支 援 権 利 擁 護	①日常生活相談	153	362	316	332	116
	②介護一般の相談	39	50	43	60	22
	③介護保険全般	38	52	44	24	20
	④要介護（支援）申請	109	117	115	107	46
	⑤ケアマネジメント	103	146	127	94	45
	⑥介護（予防）サービス利用	166	242	156	153	61
	⑦福祉用具レンタル・購入	52	63	79	77	31
	⑧住宅改修	88	88	86	68	41
	⑨介護予防事業に関する事	9	10	5	5	2
	⑩医療・健康に関する事	173	260	269	243	125
	⑪入退院に関する事	141	151	159	122	70
	⑫在宅福祉サービスに関する事	18	11	12	11	7
	⑬障がい福祉に関する事	9	11	24	35	30
	⑭介護施設入所に関する事	21	32	40	13	10
	⑮有料・ケアハウス・サ高住利用に関する事	35	53	29	33	26
	⑯認知症に関する事	109	148	101	221	92
	⑰精神疾患に関する事	55	76	38	258	115
	⑱家族間の問題に関する事	64	137	131	165	93
	⑲生活保護・経済困難に関する事	12	37	28	12	22
	⑳見守り相談	15	33	11	17	6
	㉑安否確認	21	29	18	19	3
	㉒緊急対応	13	15	7	10	11
	㉓苦情	4	3	4	4	5
	㉔その他	56	43	35	29	14
㉕成年後見制度等に関する事	32	49	67	94	43	
㉖日常生活自立支援事業に関する事	66	77	103	121	60	
㉗虐待に関する事	46	39	15	27	9	
㉘消費者被害に関する事	3	7	2	10	2	
㉙その他	20	29	4	17	4	
合計	1,670	2,370	2,068	2,381	1,131	

5、相談後対応（延べ件数）

	H29	H30	R1	R2	R3
①相談・助言のみ	643	1,177	1,016	1,370	731
②情報提供	351	500	476	490	223
③連絡・調整	260	464	413	377	219
④訪問・出張	198	265	244	220	116
⑤申請代行	38	27	26	21	20
⑥他機関と協働	112	62	33	71	47
⑦ケース検討	57	32	21	14	16
⑧その他	6	3	3	78	32
合計	1,665	2,530	2,232	2,641	1,404

6、対応結果（延べ件数）

	H29	H30	R1	R2	R3
終 結	519	612	502	858	519
継 続	754	1,082	961	966	384
合計	1,273	1,694	1,463	1,824	903

※R3年度＝4月～9月末日現在
※件数が多い所に網掛けをしています。

包括的・継続的ケアマネジメント業務

1、包括的・継続的ケアマネジメント（延べ件数）

	H29	H30	R1	R2	R3
①日常的個別指導・相談	165	213	277	437	166
②支援困難事例への指導・助言	80	251	127	147	151
③サービス担当者会議の開催支援	18	17	15	15	1
④給付関係相談	81	105	58	47	26
⑤その他	37	12	2	31	2
合計	381	598	479	677	346

地域包括支援センター拠点区分 資金収支計算書【決算書P25～P26 決算(B)の説明】

収入 事業活動による収支

勘定科目	決算(B)	説明
受託金収入	25,350,000	
町受託金収入	25,350,000	岬町地域包括支援センター運営業務料
介護保険事業収入	20,531,851	
居宅介護支援介護料収入	16,294,662	介護予防サービス支援・計画書作成料
介護予防支援介護料収入	16,294,662	初回 594,126円(78件) 継続 15,700,536円(3,496件)
介護予防・日常生活支援総合事業収入	4,197,189	介護予防サービス支援・計画書作成料
事業費収入	4,197,189	初回 236,127円(31件) 継続 3,961,062円(882件)
その他の事業収入	40,000	
市町村特別事業収入(公費)	40,000	住宅改修理由書作成料@2,000円×20件
事業活動収入計 (1)	45,881,851	

支出

勘定科目	決算(B)	説明
人件費支出	27,487,629	
職員給料支出	10,478,771	職員6名の人件費総額【内訳】 社会福祉士(管理者) 1名 保健師 1名 主任介護支援専門員 1名 介護支援専門員 3名
職員賞与支出	2,728,022	
非常勤職員給与支出	10,478,009	
法定福利費支出	3,802,827	
事業費支出	11,438,997	
旅費交通費支出	500	利用者同行支援旅費
消耗器具備品費支出	318,791	新型コロナウイルス感染拡大防止等対応費用139,776円(按分) コピー用紙使用料75,530円、コピー用紙・事務用品 他
印刷製本費支出	48,400	封筒代(按分)
水道光熱費支出	130,245	電気・ガス・水道代(地域包括支援センター:按分)
車輛費支出	628,978	車輛(3台)に係る費用総額(ガソリン、車検、保険料、修理等)
通信運搬費支出	409,094	固定電話:1回線3ch・FAX1回線275,955円 岬町直通電話:1回線83,732円 24時間対応携帯電話:1回線20,883円、郵送料 他

広報費支出	28,151	「センター通信」社協みさき掲載料(4回)
業務委託費支出	9,011,426	人事労務管理委託料(按分)198,000円 介護予防サービス支援・計画書作成委託料8,813,426円 初回 278,922円(42件) 継続 8,534,504円(2,344件)
保守料支出	548,240	地域包括支援センターシステム保守料
手数料支出	47,630	振込手数料 他
保険料支出	82,600	地域包括支援センター賠償責任補償保険料 他
賃借料支出	184,942	駐車場使用料72,000円(2台) ネットワーク機器リース料(按分)20,326円 事務局パソコンシステムリース料(按分)39,156円 AEDリース料53,460円
事務費支出	68,376	
福利厚生費支出	68,376	職員共済会負担金、職員健康診断料
事業活動支出計(2)	38,995,002	
事業活動資金収支差額(3)	6,886,849	

支 出 施設整備等による収支

勘定科目	決算(B)	説 明
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,205,280	地域包括支援センターシステムリース料
施設整備等支出計(5)	1,205,280	
施設整備等資金収支差額(6)	△ 1,205,280	

支 出 その他の活動による収支

勘定科目	決算(B)	説 明
事業区分間長期借入金返済支出	1,000,000	地域包括支援センター初期費用借入金返済(4年目)
社会福祉事業区分間長期借入金返済支出	1,000,000	【内訳】初期費用分930,000円、運転資金分70,000円
事業区分間繰入金支出	1,096,200	
社会福祉事業区分間繰入金支出	1,096,200	退職手当積立金掛金(地域包括支援センター職員分)
その他の活動支出計(8)	2,096,200	
その他の活動資金収支差額(9)	△ 2,096,200	

勘定科目	決算(B)	説明
当期資金収支差額合計(11)	3,585,369	総収入(1)+(4)+(7) 45,881,851円 総支出(2)+(5)+(8) 42,296,482円 *(以下、内訳) ①地域包括支援センター事業1,615,185円 ②介護予防支援事業1,970,184円
前期末支払資金残高(12)	8,288,138	令和元年度繰越金(以下、内訳) ①地域包括支援センター事業5,456,406円 ②介護予防支援事業2,831,732円
当期末支払資金残高 (11)+(12)	11,873,507	令和2年度繰越金(以下、内訳) ①地域包括支援センター事業7,071,591円 *法人本部:運転資金借入金1,065,651円含む ②介護予防支援事業4,801,916円

令和2年度

岬町社協地域包括支援センター事業評価

令和3年4月

自己評価について

1. 自己評価実施の趣旨

介護保険法により、地域包括支援センターの設置者は、自らその実施する事業の質の評価を行うこと、その他必要な措置を講ずることにより、その実施する事業の質の向上を図らなければならないと規定されました。

このことにより、地域包括支援センターは、町の運営方針に基づき、事業計画を策定し、自らの事業について評価を行います。

評価については、地域包括支援センター運営協議会に報告し、協議会で得た意見を事業に反映し、介護保険法の趣旨である質の向上に努めます。

2. 自己評価の実施方法

本事業評価票は、厚生労働省通知（老振発0704第1号平成30年7月4日一部改正平成31年4月22日、一部改正令和2年5月29日）地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について別添1「市町村及び地域包括支援センターの評価指標」に基づき、評価を行うとともに別添2「地域包括支援センター運営状況調査票②、③」を使用します。

事業評価票の記載に当たっては、センター職員全員で検討した上で、総合的に判断し評価します。

3. 自己評価の期間

評価の期間は、4月から翌年3月までの年度で評価します。

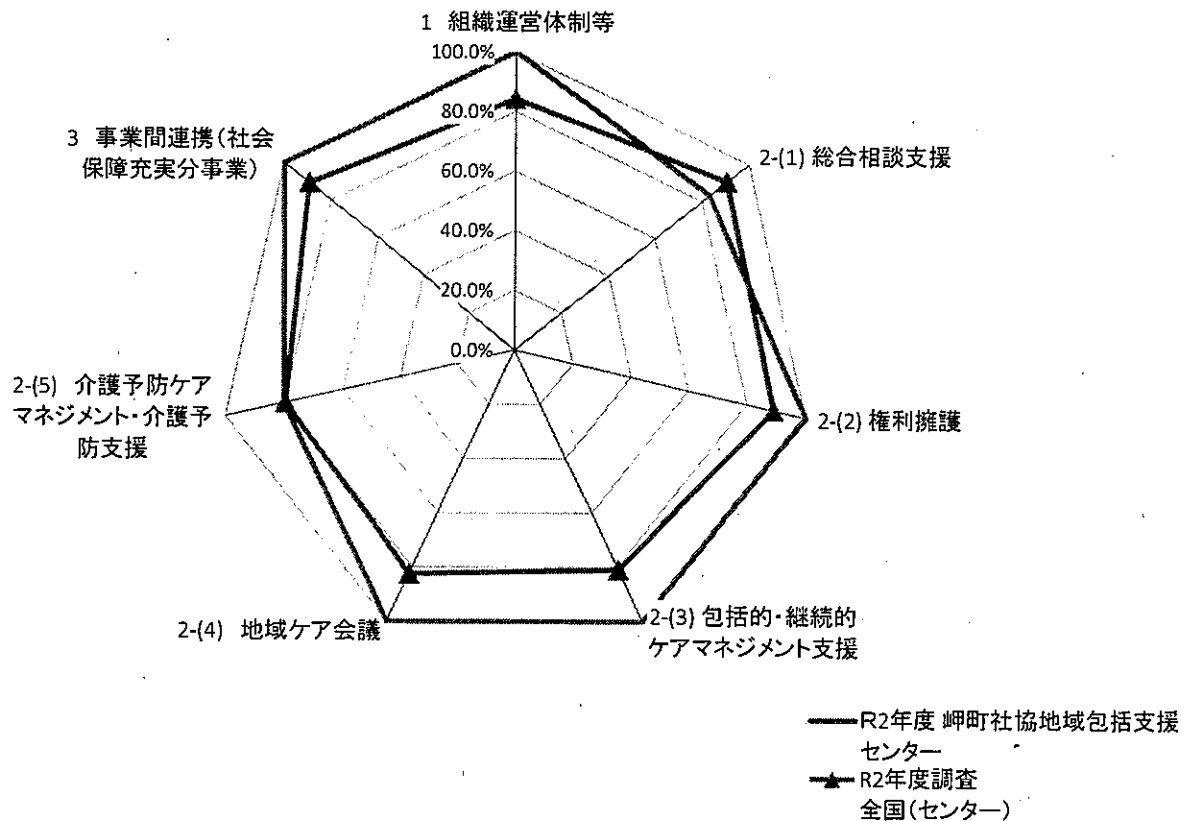
【地域包括支援センター用】 2.レーダーチャート

■ 2.レーダーチャートについて ■

○レーダーチャートに示されている「7項目」の数値は、「1.業務チェックシート」にて入力した評価指標の平均値です。
 ○例えば、『2 個別業務』の「2-(1) 総合相談支援業務」6の設問に対し、「○」の付いた設問が4か所ある場合は、
 「2-(1)総合相談支援」の平均値は $4/6 = 66.7\%$ (小数点2位を四捨五入) となります。

		R2年度 岬町社協地域 包括支援センター	R2年度調査 全国 (センター)	(参考)R1年度調査 岬町社協地域包括 支援センター	(参考)R1年度調査 全国(センター)
1	1 組織運営体制等	100.0%	84.2%	100.0%	81.3%
2	2-(1) 総合相談支援	83.3%	90.8%	83.3%	88.7%
3	2-(2) 権利擁護	100.0%	89.2%	100.0%	85.9%
4	2-(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援	100.0%	80.9%	100.0%	78.4%
5	2-(4) 地域ケア会議	100.0%	82.5%	100.0%	80.5%
6	2-(5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援	80.0%	79.5%	80.0%	75.8%
7	3 事業間連携 (社会保障充実分事業)	100.0%	89.3%	100.0%	87.2%

■レーダーチャート



地域包括支援センター運営状況調査票② 【センター業務状況入力シート】

【注意事項】

■ 調査時点と調査対象 ■

○特に記載がない限り、以下の時点、年度期間でお答えください。

時点：令和3年3月末日時点

年度：令和2年4月1日～令和3年3月31日

■ 基幹型センター、機能強化型センターの回答方法 ■

○基幹型センター及び機能強化型センターは、あくまでセンターの一類型であることから、法令等に定められる設置基準を満たす必要があります。

○個別の担当圏域を持ち、通常のセンター機能を果たす場合、センター入力シートを回答してください。

○一方、個別の担当圏域を持たず、市町村業務と一体化している場合、センター入力シートは回答せず、市町村入力シートで併せて回答してください。

■ サブセンターは本所と一体的に評価を実施してください（サブセンター単独でのセンター入力シートの回答は不要です） ■

○サブセンターは、本所、支所を合わせたセンター全体として人員配置基準を充足し、本所が統括機能を発揮しつつ、4機能（総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメント）を適切に果たす支所機能ですが、その性格を踏まえ本所であるセンターと一体的に評価を実施してください。また、ブランチについては回答不要です。

■ 直営1か所で課内にセンターが設置されている場合の回答方法 ■

○直営1か所で課内にセンターが設置されている場合、調査項目によっては回答しにくい項目がありますが、市町村、センターそれぞれの立場に立って、両入力シートに回答してください。

■ 記入にあたって ■

○設問にある注意書き等をご確認の上回答してください。

○基本的にセンター職員であり管理的な立場にある方が回答してください。

○設問のうち、◆マークがあるものが評価指標です。回答にあたっては、「市町村及び地域包括センターの評価指標」に記載された趣旨・考え方および留意点についても、あわせてご参照ください。

※以下に該当するセンターは、回答欄に「1」を入力してください。

回答欄

・令和2年4月に新設された（圏域再編を含む）	
・令和2年4月から受託法人が変更になった（担当圏域は令和元年度と同一）	
・令和2年5月1日以降に受託法人が変更になった	

0. 基本情報

0. 地域包括支援センター（以下「センター」）の概要

(1) 基本情報		回答内容	
Q1 都道府県名（文字記入）		大阪府	
Q2 市町村名（文字記入）		岬町	
Q2-1 広域連合等の名称（文字記入）※介護保険における保険者が広域連合等である場合			
Q3 センターの名称（文字記入）		岬町社協地域包括支援センター	
Q4 電話番号（数字記入）※（記入例）03-3333-3333		072-425-9058	
Q5 Eメールアドレス ※半角で記入すること		houkatu@misakisvakyo.jp	
Q6 FAX番号 ※（記入例）03-3333-3333		072-425-9059	
Q7 センターの類型 当てはまるものに「1」を入力してください（1つ選択、ただし2と3は同時に選択可）。		1. 通常のセンター	1
		2. 基幹型センター ※複数のセンターがある市町村の場合のみ	
		3. 機能強化型センター ※複数のセンターがある市町村の場合のみ	
<p>※基幹型センター：センターのうち地域の中で基幹的な役割を担い、センター間の総合調整や地域ケア会議等の後方支援などの機能を有するセンターを指す。 ※機能強化型センター：権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターの支援を担当するセンターを指す。 ※市町村内にセンターが1か所のみ場合は、「基幹型」「機能強化型」とはみなさない。</p>			
(2) 担当圏域（令和3年3月末日時点）		回答内容	
Q8 担当圏域における65歳以上人口（実数）（数字記入） ※基幹型センターや機能強化型センターの場合、当該センター自体の担当圏域として設定された圏域の高齢者人口について回答し、当該センターが後方支援のみを担当する圏域の高齢者人口は含まない。		5,956 人	センターが1ヶ所のみ設置されている場合は、市町村全域をカバーしていることになるため、市町村の65歳以上人口を入力すること。
Q9 担当圏域の認定者数（実数） （数字記入）	(a) 認定者数（要介護1～要介護5）	824 人	
	(b) 認定者数（要支援1、要支援2）	682 人	
	(c) 事業対象者数（介護予防・日常生活支援総合事業における基本チェックリスト該当者）	4 人	
(3) 設置主体		回答内容	
Q10 設置主体の直営・委託の別（1つ選択） 1. 直営 →Q10-1へ 2. 委託 →Q10-2へ		2	※広域連合等が市町村に委託している場合は、「1.直営」としてください。
Q10-1 【Q10で「1.直営」の場合のみ】 設置主体（1つ選択） 1. 市町村 2. 広域連合等			
Q10-2 【Q10で「2.委託」の場合のみ】 設置主体（1つ選択） 1. 社会福祉法人（2を除く） 2. 社会福祉協議会 3. 医療法人・社会医療法人 4. 一般社団法人・公益社団法人 5. 一般財団法人・公益財団法人 6. 営利法人（株式会社等） 7. NPO法人 8. その他		2	
			「8. その他」の場合、その内容を記載。（自由記述）

I. 事業共通

1-1. 組織・運営体制

(1) 事業を適切に運営するための体制を構築していますか。(令和2年度実績)

回答内容

◆ Q11 市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定していますか。
(1つ選択)
1. はい
2. 示された方針に沿って事業計画を策定していない
3. 示された方針の内容を理解できなかった
4. 市町村から方針が示されていない

1

※令和2年度の運営について、令和2年4月末日までに示された運営方針が対象。
※市町村が定める運営方針の内容に沿った事業計画が紙面等で策定されている場合に、「1.はい」とする。

◆ Q11-【Q11で「1. はい」の場合のみ】

1 令和2年度の事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映していますか。(1つ選択)
1. はい
2. いいえ

1

※協議の方法等は問わない。
※協議の記録(協議内容に関する議事メモ等)が残されている場合に、「1.はい」とする。

◆ Q12 市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られていますか。
(1つ選択)

1. はい
2. いいえ

1

※市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合に、「1.はい」とする。

◆ Q13 市町村が設置する定期的な連絡会に、毎回出席していますか。
(1つ選択)

1. はい
2. 設置されているが、出席しないことがある
3. 定期的な連絡会が設置されていない

1

※原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、「1.はい」とする。

(2) 担当圏域の現状・ニーズに応じた取組を行っていますか。

回答内容

◆ Q14 市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報について、Q14-1の1.~7.のうち
3つ以上提供を受けていますか。(1つ選択)
1. はい

1

※Q14-1の1~7のうち3つ以上の情報が、データ、書面、システム等で提供されている場合に、「1.はい」とする。

Q14-1【Q14で「1. はい」の場合のみ】

どのような情報の提供を受けていますか。当てはまるものに「1」を入力してください。(いくつでも選択)

1. 担当圏域の65歳以上高齢者の人口	1
2. 担当圏域の65歳以上高齢者のみの世帯数	1
3. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査や在宅介護実態調査等の各種住民対象のアンケート結果	1
4. 要支援・要介護認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報	1
5. 民生委員や地域のサロン運営者などの地域の関係団体情報	
6. 地域の社会資源に関する情報	1
7. その他ニーズ把握にとって必要な情報	

「7. その他ニーズ把握にとって必要な情報」の場合、具体的な内容をお答えください。(自由記述)

◆ Q15 把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定していますか。(1つ選択)

1. はい
2. いいえ

1

※重点項目を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合、「1.はい」とする。

(3) 職員の確保・育成を図っていますか。	回答内容
<p>◆ Q16 3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）を配置していますか。（令和3年3月末日時点）（1つ選択）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 3職種とも、「準ずる者」を除いた状態で配置できている 2. いいえ（1.以外） <p>※3職種（それぞれの職種の準ずる者は含まない）がそれぞれ1名以上配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ※介護保険法施行規則第140条の66第1号口の基準が適用される場合は、担当区域における高齢者数に応じ、以下のとおり配置されている場合（それぞれの職種の準ずる者は含まない）に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1000人未満の場合：3職種のうち1職種（1人）以上 ・1000人以上2000人未満の場合：3職種のうち2職種（2人）以上 ・2000人以上3000人未満の場合：保健師1名以上と社会福祉士・主任介護支援専門員のいずれか1名以上 	1
<p>◆ Q17 市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されていますか。（1つ選択）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はい 2. いいえ 	<p>1</p> <p>※主催者、研修内容・時間数は問わない。 ※令和3年3月末日までにセンターに示されている場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>◆ Q18 センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修（Off-JT）を実施していますか。（1つ選択）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はい 2. いいえ 	<p>1</p> <p>※主催者、研修内容・時間数は問わない。 ※職場における教育訓練の方法としては、主に、OJT（On the Job Training：職場での仕事の経験を通じた職業訓練）とOff-JT（Off the Job Training：職場での仕事を離れての職業訓練）の2種類がある。この設問では、Off-JTとして実施される研修の実施状況を回答すること。</p>
(4) 利用者が相談しやすい相談体制を構築できていますか。（令和2年度実績）	回答内容
<p>◆ Q19 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。（1つ選択）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置し、周知している 2. 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置しているが、周知していない 3. 夜間・早朝の窓口（連絡先）を設置していない <p>※窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）を設置」とみなす。例えば、携帯電話等への電話転送を行っている場合 等</p>	1
<p>◆ Q20 平日以外の窓口（連絡先）を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知していますか。（1つ選択）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 平日以外の窓口（連絡先）を設置し、周知している 2. 平日以外の窓口（連絡先）を設置しているが、周知していない 3. 平日以外の窓口（連絡先）を設置していない <p>※窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口（連絡先）を設置」とみなす。例えば、携帯電話等への電話転送を行っている場合 等</p>	1
<p>◆ Q21 パンフレットの配布など、センターの周知を行っていますか。（1つ選択）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はい 2. いいえ <p>※少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、「1.はい」とする。</p>	1

1-2. 個人情報の保護（令和2年度実績）

(1) 個人情報保護を徹底していますか。

回答内容

◆ Q22 個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル（個人情報保護方針）を整備していますか。（1つ選択）

1. 方針に従って、整備している
2. いいえ（1.以外）

1

※市町村の取扱方針に従って、データ又は紙面で整備されている場合に、「1.方針に従って、整備している」とする。

◆ Q23 個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知していますか。（1つ選択）

1. はい
2. いいえ

1

※データ又は紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。

◆ Q24 個人情報の保護に関する責任者（常勤）を配置していますか。（1つ選択）

1. はい
2. いいえ

1

※常勤で配置されている場合に、「1.はい」とする。なお、専従・兼務の別は問わない。

◆ Q25 個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っていますか。（1つ選択）

1. はい
2. いいえ

1

※持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合に、「1.はい」とする。

1-3. 利用者満足の上（令和2年度実績）

(1) 利用者の満足度向上のために、相談・苦情対応体制を整備していますか。

回答内容

◆ Q26 市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録していますか。（1つ選択）

1. はい
2. いいえ

1

※体制を整備し、苦情内容等がデータまたは紙面で記録されている場合に、「1.はい」とする。

◆ Q27 センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられていますか。（1つ選択）

1. はい
2. いいえ

1

※報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、「1.はい」とする。

※直営の場合は、相談窓口としてのセンターの立場からみて、保険者との間で連携がなされているかを評価する。

(2) 安心して相談できるよう、プライバシーの確保を図っていますか。

回答内容

◆ Q28 相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿って、プライバシーが確保される環境を整備していますか。（1つ選択）

1. はい
2. いいえ

1

Ⅱ. 個別業務

2-1. 総合相談支援（令和2年度実績）

(1) 地域における関係機関・関係者のネットワークを構築していますか。	回答内容	
<p>◆ Q29 地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※地域における関係機関・関係者のネットワークとは、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係機関・関係者のネットワークのことを指す。 ※介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報もデータ又は紙面で管理し、逐次見直しを行っている場合に、「1.はい」とする。</p>	1	
(2) 相談事例の解決のために、必要な対応を行っていますか。	回答内容	
<p>◆ Q30 相談事例の終結条件を、市町村と共有していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 ※相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。</p>	2	
<p>◆ Q31 相談事例の分類方法を、市町村と共有していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	1	<p>※相談事例の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 ※データまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>◆ Q32 前年度1年間の相談件数を市町村に報告していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	1	
<p>Q32-1 前年度1年間の相談件数について、その内容別に調査票最後にある表に入力してください。（数字記入）</p>		本調査票の最終頁に入力欄があります。
<p>◆ Q33 前年度1年間に、相談事例解決のために市町村へ支援を要請し、その要請に対し市町村から支援がありましたか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	1	<p>※市町村とセンターが対応困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築しており、かつ対応実績があった場合に、「1.はい」とする。</p>
(3) 総合相談支援の中で、家族介護者や複合的な課題を持つ世帯等への支援を推進していますか。	回答内容	
<p>◆ Q34 家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	1	<p>※介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。 ※相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。</p>
<p>Q35 介護、子育て、障がい等、複合的な課題を持つ世帯への相談対応を行っていますか。あてはまるものに「1」を入力してください。（いくつでも選択）ただし、「4.」を選択する場合は1つだけ選択してください。</p>	<p>1. 市町村や他分野の相談機関と協議しつつ、対応している</p> <p>2. 相談内容を整理して、複合的な課題を持つ世帯数・人数・内容を把握している</p> <p>3. その他</p> <p>「3. その他」の場合、その内容をお答えください。（自由記述）</p> <p>4. 特に対応していない</p>	<p>1</p>

2-2: 権利擁護 (令和2年度実績)

(1) 成年後見制度の活用を図るための取組を行っていますか。	回答内容	
◆ Q36 成年後見制度の市町村長申立てに関する判断基準が、市町村から共有されていますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ	1	※データまたは紙面で共有されている場合に、「1.はい」とする。
Q37 前年度1年間において、成年後見制度の市町村長申立て及び本人・親族申立ての支援を行った事例は何件ですか。(実数) (数字記入)	申立ての支援を行った件数	2件
(2) 高齢者虐待に対して迅速に対応していますか。	回答内容	
◆ Q38 高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ	1	※対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。
◆ Q39 センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ	1	※前年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制が整備されていれば「1.はい」とする。
(3) 消費者被害の防止の取組を行っていますか。	回答内容	
◆ Q40 消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応していますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ	1	※相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、「1.はい」とする。
◆ Q41 消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っていますか。(1つ選択) 1. はい 2. いいえ	1	※少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録をデータまたは紙面で整備している場合に、「1.はい」とする。

<p>◆ Q49 センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知していますか。(令和3年3月末日時点) (1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>1</p> <p>※センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、「1.はい」とする。</p>		
<p>◆ Q50 センターの主催の地域ケア会議において、個別事例について検討していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>1</p>		
<p>Q50-1 [Q50で「1. はい」の場合のみ] 個別事例について検討する地域ケア会議の開催回数は何回でしたか。(数字記入)</p> <p>※個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見のいずれかもしくは全ての機能を踏まえた会議。</p>	<table border="1"> <tr> <td>開催回数</td> <td>14回</td> </tr> </table>	開催回数	14回
開催回数	14回		
<p>Q50-2 [Q50で「1. はい」の場合のみ] 地域ケア会議で検討した個別ケースの実件数は何件ですか。(実数) (数字記入)</p>	<table border="1"> <tr> <td>年</td> <td>10件</td> </tr> </table>	年	10件
年	10件		
<p>◆ Q51 センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域課題に関して検討していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>1</p> <p>※個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議について、前年度にセンターの主催により実施した場合、「1.はい」とする。</p>		
<p>Q52 センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ、地域課題を検討する地域ケア会議を開催していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>2</p> <p>※地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ地域ケア会議について、前年度にセンターの主催により実施した場合、「1.はい」とする。</p>		
<p>Q52-1 [Q52で「1. はい」の場合のみ] 地域課題を検討する地域ケア会議の開催回数は何回でしたか。(数字記入)</p> <p>※地域づくり・資源開発、政策形成のいずれかもしくは全ての機能を踏まえた会議。</p>	<table border="1"> <tr> <td>開催回数</td> <td>回</td> </tr> </table>	開催回数	回
開催回数	回		
<p>(2) 個別事例や地域課題の解決のために、地域ケア会議を活用していますか。 回答内容</p>			
<p>◆ Q53 センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じていますか。(1つ選択)</p> <p>1. 多職種と連携して、検討を行い、対応策を講じている 2. いいえ (1. 以外)</p>	<p>1</p> <p>※地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ※多職種から受けた助言等を活かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう(確認には見直しも含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・モニタリング方法の決定 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 等 <p>※「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。</p> <p>※なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、『介護予防普及展開事業 市町村向け手引き(厚生労働省老健局老人保健課 平成29年3月)』を参照。</p>		
<p>◆ Q54 市町村から示された地域ケア会議における個人情報取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>1</p>		

<p>◆ Q55 センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>1</p> <p>※議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>◆ Q56 地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしていますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>1</p> <p>※モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ※会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、「1.はい」とする。</p>
<p>◆ Q57 センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告していますか。(1つ選択)</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>1</p> <p>※地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、「1.はい」とする。</p>

2-5. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援（令和2年度実績）

(1) 自立支援に向けた介護予防ケアマネジメント等を行っていますか。	回答内容
<p>◆ Q58 自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※基本方針には、自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール（興味・関心チェックシート等）及び多職種の見点（地域ケア会議等）の活用について全て記載され、共有されている場合に、「1.はい」とする。</p>	1
<p>◆ Q59 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがありますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、「1.はい」とする。</p>	1
<p>◆ Q60 利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用していますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p> <p>※介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、「1.はい」とする。</p>	2
(2) 介護予防ケアマネジメント等の委託を適正に行っていますか。	回答内容
<p>◆ Q61 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>1</p> <p>※委託の有無に関わらず、市町村の作成した指針について、データまたは紙面で市町村から示されていれば、「1.はい」とする。</p>
<p>◆ Q62 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っていますか。（1つ選択）</p> <p>1. はい 2. いいえ</p>	<p>1</p> <p>※委託実施していない場合は、市町村の作成した指針について、データまたは紙面で市町村から示されていれば、「1.はい」とする。</p>

Ⅲ. 事業連携

3-1. 在宅医療・介護連携（令和2年度実績）

(1) 在宅医療・介護連携の推進に向けた取組を行っていますか。	回答内容
◆ Q63 医療関係者と合同の事例検討会に参加していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	1 ※在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
◆ Q64 医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加していますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	1 ※在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
◆ Q65 在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	1

3-2. 認知症高齢者支援（令和2年度実績）

(1) 認知症高齢者を支援するための取組を行っていますか。	回答内容
◆ Q66 認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	1 ※認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報（事例の経過や支援結果など）について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、「1.はい」とする。

3-3. 生活支援体制整備（令和2年度実績）

(1) 生活支援コーディネーターや協議体と連携した取組を行っていますか。	回答内容
◆ Q67 生活支援コーディネーター・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしていますか。（1つ選択） 1. はい 2. いいえ	1 ※生活支援コーディネーター及び協議体いずれとも協議している場合に、「1.はい」とする。

2-1. 総合相談支援（令和2年度実績） Q32-1

Q32-1 前年度の相談件数についてその内容別に以下に入力してください。
 なお、本区分で分類できないものは全て「その他」に件数を入力してください。
 合計欄は自動入力されます。

1. 介護に関する事（介護保険に関する事を含む）	相談件数	476	件（延べ件数）
2. 介護予防・生活支援サービスに関する事	相談件数	169	件（延べ件数）
3. 医療に関する事	相談件数	365	件（延べ件数）
4. 認知症に関する事	相談件数	221	件（延べ件数）
5. 権利擁護に関する事	相談件数	269	件（延べ件数）
6. 介護者の離職防止に関する事	相談件数	0	件（延べ件数）
7. その他	相談件数	881	件（延べ件数）
	合計	2381	件（延べ件数）

「7. その他」の場合、その内訳の主なものについてお答えください。
 （自由記述）

地域包括支援センター運営状況調査票③

【センター人員体制入力シート】

1. センターの人員体制調査票

(1) 基本情報		回答内容
Q1	都道府県名 (リストから選択)	大阪府
Q2	市町村名 (文字記入)	岬町
	Q2-1 広域連合等の名称 (文字記入) ※介護保険における保険者が広域連合等である場合	
Q3	センターの名称 (文字記入)	岬町社協地域包括支援センター
Q4	センター長の配置の有無 (リストから選択)	無

(2) センター配置職員 (令和3年3月末日時点)

Q5 センターに勤務(従事)する配置職員数について調査します。

① センターに勤務(従事)する配置職員数について、職種別に勤務年数欄(黄色のセル)に実人数を入力してください。配置職員数欄(黄色のセル)は自動計算されますので入力不要です。※調査時点である、令和3年3月末日時点の職員を対象とします。
 ※実人数を把握するため、一人で複数の資格を有している場合等は、主たる業務に着目し1を入力してください。実人数は整数で、小数点のついた数字は入力しないこと。
 ※該当する人がいない場合は0人と記載すること。記載がない場合には、0人とみなします。合計の数が、令和3年3月末日時点の職員の実人数となっているか確認してください。
 認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターとして配置されている場合(専任・兼務は問いません)は、職種別に再掲欄に人数を入力してください。

	センター配置職員数	現在勤務中のセンターでの勤務年数					(再掲) 認知症地域支援推進員	(再掲) 生活支援コーディネーター
		1年未満	1年～3年未満	3年～5年未満	5年～10年未満	10年以上		
1. 保健師	1人		1人					
2. 保健師に準ずる者	0人							
3. 社会福祉士	1人		1人					
4. 社会福祉士に準ずる者	0人							
5. 主任介護支援専門員	1人		1人					
6. 主任介護支援専門員に準ずる者	0人							
7. 介護支援専門員 (5.および6.を除く)	3人		3人					
8. 経験ある看護師 (2.を除く)	0人							
9. 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事 (4.を除く)	0人							
10. 介護福祉士	0人							
11. 看護師・准看護師 (2.および8.を除く)	0人							
12. 栄養士・管理栄養士	0人							
13. 理学療法士 (PT)	0人							
14. 作業療法士 (OT)	0人							
15. 精神保健福祉士 (PSW)	0人							
16. 上記以外の資格を持つ職員	0人							
17. その他特定の資格を持たない職員	0人							
合計	6人	0人	0人	6人	0人	0人	0人	0人

※「2.保健師に準ずる者」とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であり、かつ、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。

※「4.社会福祉士に準ずる者」とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

※「6.主任介護支援専門員に準ずる者」とは、ケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

※「8.経験ある看護師」とは、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者として、指定介護予防支援等に従事する看護師。
 ただし、「保健師に準ずる者」として包括的支援事業に従事している場合は、「8.経験ある看護師」ではなく、「2.保健師に準ずる者」として記載すること。

※「9.高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事」とは、都道府県が実施する介護予防支援に関する研修を受講する等必要な知識及び能力を有する者として、指定介

「16.」の場合、その内容をお答えください。(自由記述)

※上記以外の資格を持つ職員について、それぞれの人数と職種を記載すること。例) 歯科衛生士：1人、等

「17.」の場合、その内容をお答えください。(自由記述)

※その他特定の資格を持たない職員について、それぞれの人数と職種を記載すること。例) センター長：1人、事務職員：1人、生活支援コーディネーター1人、等

- ② 包括的支援事業に従事している職員数について、職種別に常勤換算数を入力してください。
- ※Q5②は、Q5①で回答いただいた職員数のうち、**包括的支援事業（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）**に従事している職員数について回答してください。
- ※いずれの欄も、**常勤換算数**で記入してください。
- ※包括的支援事業のうち総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務と介護予防ケアマネジメント、介護予防支援等を兼務している場合、勤務時間を按分する必要はありません。常勤・兼務の場合は「常勤1人」として計算します。
- ※法人内の他施設との兼務等のため、包括的支援事業に従事しない時間数が明確な職員については、時間数を按分した上で「非常勤0.●人」として計算します。
- ※介護予防ケアマネジメント等のみに従事している職員については、「0人」として計算します。
- ※「常勤」とは「所定労働時間（常勤の職員が勤務すべき時間）」の全てを勤務している職員を指します。
- ※「非常勤」とは「所定労働時間（常勤の職員が勤務すべき時間）」よりも少ない時間で勤務している職員を指します。
- ※「常勤換算数」とは、職員の1週間の勤務時間数（残業除く）/当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数（所定労働時間）。小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上する。得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上すること。
- ※該当する人がいない場合は0人と記載します。記載がない場合は0人とみなします。

■ 包括的支援事業の職員配置

ア. 包括的支援事業のうち総合相談支援業務・権利擁護業務・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務のみに従事する専従職員

保健師	a 保健師	常勤		人
		非常勤		人
	b 保健師に準ずる者	常勤		人
		非常勤		人
社会福祉士	c 社会福祉士	常勤		人
		非常勤		人
	d 社会福祉士に準ずる者	常勤		人
		非常勤		人
主任介護支援専門員	e 主任介護支援専門員	常勤		人
		非常勤		人
	f 主任介護支援専門員に準ずる者	常勤		人
		非常勤		人
A. 小計		常勤		0人
		非常勤		0人

イ. 上記アの他、介護予防支援・介護予防ケアマネジメント等にも従事する兼務の職員

保健師	a 保健師	常勤		1人
		非常勤		人
	b 保健師に準ずる者	常勤		人
		非常勤		人
社会福祉士	c 社会福祉士	常勤		1人
		非常勤		人
	d 社会福祉士に準ずる者	常勤		人
		非常勤		人
主任介護支援専門員	e 主任介護支援専門員	常勤		1人
		非常勤		人
	f 主任介護支援専門員に準ずる者	常勤		人
		非常勤		人
B. 小計		常勤		3人
		非常勤		0人

ウ. その他の職員（包括的支援事業のうち総合相談支援業務・権利擁護業務・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に従事している、上記ア・イで計上していない職員）			
a 看護師・准看護師	常勤		人
	非常勤		人
b 理学療法士（PT）	常勤		人
	非常勤		人
c 作業療法士（OT）	常勤		人
	非常勤		人
d 精神保健福祉士（PSW）	常勤		人
	非常勤		人
e 介護支援専門員	常勤		人
	非常勤		人
f その他（事務職員を除く）	常勤		人
	非常勤		人
C. 小計	常勤		0人
	非常勤		0人
I. その他の事務職員	常勤		人
	非常勤		人
D. 合計（ア+イ+ウ+エ）	常勤		3人
	非常勤		0人

③ 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務に従事している職員数について、職種別に常勤換算数を入力してください。

※Q5③は、Q5①で回答いただいた職員数のうち、介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務に従事している職員数について回答すること。専従・兼務を問わない。

※いずれの欄も、常勤換算数で入力すること。常勤換算数の算出方法は、Q5②と同様とする。

※該当する人がいない場合は0人と記載すること。記載がない場合には、0人とみなします。

■ **介護予防ケアマネジメント・介護予防支援業務の職員配置**

a 保健師	常勤		人
	非常勤		人
b 保健師に準ずる者	常勤		人
	非常勤		人
c 社会福祉士	常勤		人
	非常勤		人
d 社会福祉士に準ずる者	常勤		人
	非常勤		人
e 主任介護支援専門員	常勤		人
	非常勤		人
f 主任介護支援専門員に準ずる者	常勤		人
	非常勤		人
g 介護支援専門員（eおよびfを除く）	常勤	3	人
	非常勤		人
h 経験ある看護師（bを除く）	常勤		人
	非常勤		人
i 高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉士（dを除く）	常勤		人
	非常勤		人
j その他	常勤		人
	非常勤		人
E. 合計	常勤		3人
	非常勤		0人

④ 貴センターにおける前年度1年間の介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの実施件数について入力してください。
また、居宅介護支援事業所へ再委託した件数についても入力してください。

	件数		うち再委託		再委託件数を把握できない場合「1」を選択
介護予防支援	3574	件	1966	件	
介護予防ケアマネジメント	913	件	420	件	

※令和3年3月(4月審査分)の実績は請求ベース

岬町地域包括支援センター運営方針

1. 運営方針策定の趣旨

この「岬町地域包括支援センター運営方針」は、地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営上の基本理念、業務推進の指針等を明確にするとともに、センター業務の円滑かつ効果的な実施に資するため策定するものとする。

2. センターの意義・目的

センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核機関として設置する。（介護保険法第115条の46第1項）

センターの設置責任主体は町であることから、町は、センターの設置目的を達成するための体制整備等に努め、その運営について適切に関与する。

具体的には、関係機関の連携体制の構築など重点的な取組み方針について、町とセンターが共通認識のもと、協働して適正な運営に努める。

センターの運営にあたっては、その方針や業務の評価等について、岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会に意見を求めることとする。

3. 運営上の基本理念

(1) 公益性

- ① センターは、町の介護・福祉行政に一翼を担う「公益的な機関」として、公正で中立性の高い事業運営を行う。
- ② センターの運営費用は、住民が負担する保険料、国・府・町の公費等で賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

(2) 地域性

- ① センターは、地域の保健医療・介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関として、日常生活圏内における地域の特性及び実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。
- ② 地域ケア推進会議等の場を通じて、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域の関係者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて積極的に取り組む。

(3) 協働性

- ① センターに配置する保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職が相互に情報を共有することにより、連携・協働の運営体制を構築し、業務全体をチームとして支え

る。

- ② 地域の医療保険・介護・福祉の関係機関、民生委員等と連携を図りながら事業運営を行う。

4. センターで行う事業の実施方針

(1) 地域包括ケアシステムの構築方針

高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、元気に安心して暮せるために支援を行うことはもとより、医療や介護が必要な状態になっても、個人の自立とQOL（生活の質）の追求が可能となるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを、切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方が重要視されている。

この考え方にに基づき、「岬町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に位置付けられる「地域包括ケアの推進」を基本方針のもと、「地域包括ケアシステム」の構築を進めるものとする。

(2) 地域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針

地域の住民や関係団体、サービス利用者や事業者等の意見を幅広く汲み上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し、解決に向けて地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟なセンターの運営を行うものとする。

(3) 介護事業者・医療機関・民生委員等の関係者とのネットワーク構築の方針

センターの専門職種が「縦割り」に業務を行うのではなく、職員相互が情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の事務体制を構築し、業務全体を「チーム」として支えるものとする。

地域の保健・福祉・医療の専門職や民生委員、ボランティア等の関係者と連携を図りながら活動することとする。

(4) 介護支援専門員に対する支援・指導の実施方針

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的な見地から個別指導や相談への対応を行うとともに、資質の向上を図る観点から、関係機関とも連携のうえ、研修会等を行うものとする。

また、介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行うとともに、介護支援専門員等が、日常的に円滑な業務が実施されるよう、介護支援専門員のネットワークを活用することとする。

(5) 町関係部局との連携

住民の総合相談に応じつつ、適切に住民の保健福祉の推進が図られるよう、町関係部局とも連携し相談支援を行うものとする。

(6) 公正・中立性の確保のための方針

センターは、岬町の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」として、介護保険法及び各種法制度を遵守し、公正で中立性の高い事業運営を行うものとする。

また、センターの運営費用は、住民が負担する介護保険料や国・府・町の公費により賄われていることを十分理解し、適切な事業運営を行うものとする。

(7) その他の方針

その他地域の実情に応じて岬町介護保険運営協議会及び岬町地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会（以下「運営協議会」という。）が必要であると判断されたものについては、方針として掲げるものとする。

5. 業務推進の指針

(1) 共通事項

① 事業計画の策定

センターは、地域の実情に応じて必要となる重点課題・重点目標を設定し、特色ある創意工夫した事業運営に努める。

② 職員の姿勢

センターの業務は、地域で暮らす高齢者が住み慣れた環境で自分らしい生活を継続させるための支援であることを念頭に置き、常に当事者に最善の利益を図るために業務を遂行することとする。

③ 地域との連携

地域ケア会議等の場を活用し、地域との連携推進に積極的に取り組むものとする。

④ 個人情報の保護

個人情報の取り扱いについては、岬町個人情報保護条例に基づくものとする。

⑤ 広報活動

センターの業務を適切に実施していくため、また、業務への理解と協力を得るためにパンフレット等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報する。

⑥ 苦情対応

センター（指定介護予防支援事業所）に対する苦情について適切に対応する。

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対し適切なアセスメントを行い、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、取り組んでいけるよう必要な援助を行う。

(3) 総合相談支援業務

センターの専門職が、高齢者の心身の状況、生活の実態、必要な支援等を把握し、相談を受け、地域における適切な保健医療・介護福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる

等の支援を行う。

(4) 権利擁護業務

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点から高齢者の権利擁護のため必要な支援を行う。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において多職種の協働により連携し、個々の高齢者の状況に応じて、包括的かつ継続的に支援する。

(6) 地域ケア会議等関連業務

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮し続けられるよう支援する地域包括ケアシステムを実現するために設置している岬町地域ケア会議等（岬町地域ケア推進会議設置要綱（平成28年岬町要綱第1号。以下「要綱」という。））について参画するとともに運営に協力するものとする。

なお、要綱に定められている個別ケア会議については、センターが主催し、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有し、必要に応じて、地域ケア会議において報告等を行うものとする。

(7) その他の業務

地域の高齢者及びその家族等で支援を必要とする者が地域で安心して暮すために必要な支援の円滑かつ効果的な実施に資すると認められる会議及び研修会等への参加等を積極的に行う。

岬町地域包括支援センター事業計画

1. 事業計画について

社会福祉法人 岬町社会福祉協議会は、岬町地域包括支援センター運営業務を実施するにあたり、岬町が示す運営方針、仕様書を遵守するとともに、本事業計画に定める事項に従い、業務を遂行します。なお、受託した場合の名称は、「岬町社協地域包括支援センター」とします。

2. 基本方針

- (1) 高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳のある生活を維持できるよう、地域包括ケアシステムの構築を進めます。
- (2) 岬町における保健医療の向上及び福祉の増進のため、中核機関となるよう岬町との連携を図ります。
- (3) 岬町地域包括支援センター運営方針に基づき、着実に業務を実施します。

3. 運営にあたっての基本原則

(1) 公益性の原則

町の介護・福祉行政の一翼を担う公益的な中核機関として、公正で中立性の高い事業運営を行います。

(2) 地域性の原則

地域の保健医療・介護・福祉サービスの提供体制を支える中核機関であるため、地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行います。

(3) 協働性の原則

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職員が、相互に情報を共有し、原則・方針を理解した上で、業務全体をチームで支えます。

4. 業務推進の指針

(1) 職員の姿勢

地域に暮らす高齢者が、住む慣れた環境で自分らしい生活を継続することができるための支援であることを踏まえ、常に高齢者の最善の利益を図るために業務を行います。

(2) 地域との連携

地域ケア会議等の場を通じ、地域が抱える課題の把握に努め、関係機関との連携を図り取り組みます。

(3) 個人情報の保護

センター職員は、岬町個人情報保護条例と社会福祉法人岬町社会福祉協議会個人情報保護規程を遵守し、業務上知り得た秘密を保持します。また、センター職員が退職した後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とします。

(4) 広報活動

業務について理解と協力を深めるため、パンフレット等を作成し、様々な場所や機関へ

の配布等を行うなど、地域住民及び関係者へ積極的に広報活動を行います。

(5) 苦情対応

利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、センターは必要な措置を講じます。苦情処理に関する必要事項は、社会福祉法人岬町社会福祉協議会「福祉サービスに関する苦情解決システム」実施要領を準用します。

(6) 情報の公表

介護保険法第115条の46の規定により次の内容を公表します。

- ア. 名称及び所在地、連絡先
- イ. 運営主体
- ウ. 営業日及び営業時間
- エ. 担当区域
- オ. 職員体制（職種・員数）
- カ. 業務内容
- キ. 活動実績
- ク. 運営評価

5. 実施する業務

(1) 介護予防ケアマネジメント業務

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が継続できるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本とします。

また、利用者のできることを利用者とともに発見し、利用者の主体的な活動と生活の質の向上を高めることを目指します。

なお、介護予防ケアマネジメントでは、具体的な目標を明確にし、利用者に応じた総合的かつ効果的な支援計画を作成します。

さらに、サービス提供後は目標の達成状況を評価し、必要に応じ計画の見直しを行います。

(2) 総合相談支援業務

ア. 実態把握

地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組みます。

イ. 総合相談業務

相談窓口としての役割を果たすため、関係機関との連携のもと、様々な相談内容について、総合的に相談できる体制を作ります。

また、岬町及び介護保険関連施設等の関係機関と情報交換を密にし、いつでも相談対応できる体制を作ります。

ウ. 地域ネットワークの構築

①地域の社会資源やニーズの把握

地域の社会資源やニーズを把握し、相談時に適切な情報を提供し、相談活動を効果

的・効率的に行います。

②地域ネットワークの構築

支援を必要とする高齢者を見出し、保険・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援につなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、地域における様々な関係者のネットワークの構築に取り組みます。

③地域住民への周知

地域住民が必要な情報を共有し、地域の連携や個人の尊厳を尊重し、理解するために必要な啓発活動に取り組みます。

(3) 権利擁護業務

ア、基本姿勢

問題を抱える高齢者が、自らの権利を理解し行使できるよう、専門性に基いた支援を実施します。

イ、成年後見制度

認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービス利用に加え、金銭的管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度の活用を図ります。

ウ、老人福祉施設等への措置に関する支援

判断能力が低下した高齢者を虐待から保護するため、老人福祉法上の措置が必要な場合は、岬町担当部署と連携を図って支援します。

エ、高齢者虐待への対応

高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、岬町担当部署と連携を図り、適切な対応を行います。

オ、消費者被害防止

関係機関と連携し、消費者被害情報の把握を行います。また、情報提供を行うなど、被害を未然に防ぐように支援します。

カ、困難事例への対応

困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存サービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握のうえ、センターの各専門職が連携して対応を検討します。

(4) 包括的・継続的ケアマネジメント業務

ア、包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

施設・在宅を通じた地域における包括的・継続的ケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援します。

イ、介護支援専門員に対する支援

①日常的個別指導・相談

介護支援専門員の日常的業務の実施に関し、専門的見地からの個別指導や相談への対応を行います。

②事例検討会・研修会の実施

介護支援専門員の資質の向上を図る観点から、関係機関と連携をし、情報提供や事

例検討会、研修会等を実施します。

③支援困難事例等への助言等

介護支援専門員等が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行います。

④介護支援専門員のネットワークの活用

介護支援専門員等が日常的に円滑な業務の実施ができるよう、介護支援専門員等のネットワーク活用を図ります。

(5) 地域ケア会議等関連業務

高齢者の保健・医療・福祉を取り巻く環境の変化に適切に対応し、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも、元気に安心して暮せるために支援を行うことはもとより、医療や介護が必要な状態になっても、個人の自立とQOL（生活の質）の追求が可能となるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを、切れ目なく一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の実現を目指した取り組みを推進します。

岬町地域ケア推進会議（岬町地域ケア推進会議設置要綱（平成28年岬町要綱第1号））のうち次に掲げる会議について参画するとともに運営に協力します。

ア. 個別ケア会議

イ. 地域ケア会議

ウ. 認知症初期集中支援チーム検討会議

エ. 多職種連携会議

なお、ア. 個別ケア会議については、センターが主催し、そこで蓄積された最適な手法や地域課題を関係者と共有し、必要に応じて、地域ケア会議において報告等を行うものとする。

6. 指定介護予防支援事業

- (1) 要支援者が、介護予防に資する保健・医療サービス又は福祉サービスの適切な利用により、現在の状態の維持・改善が図れるように、自立支援に向けた介護予防サービス計画を作成します。
- (2) 事業の実施にあたっては、岬町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るとともに、公正中立に行い、指定居宅介護支援事業所の紹介を行う場合には、正当な理由なしに特定の事業者には偏らないようにします。
- (3) 指定居宅介護支援事業所に一部委託している計画については、当該計画を確認するとともに、担当している介護支援専門員へ計画作成の助言を行います。

7. 地域包括支援センターの運営評価

地域包括支援センターの運営が適切に実施されていることを確認するため、次のとおり運営評価を年1回実施します。評価は自己評価及び総合評価とします。

- (1) 自己評価

地域包括支援センター業務の自己評価を行い、運営上の課題を整理し改善につなげます。

(2) 総合評価

地域包括支援センターは、自己評価を岬町に提出し、岬町から自己評価を踏まえた総合評価を受けます。

(3) 評価結果の報告

自己評価及び総合評価の結果は、地域包括支援センター及び地域密着型サービス運営協議会に報告します。

事業所概要

1. 事業者概要

法人名称	社会福祉法人 岬町社会福祉協議会
代表者	会長 辻下 謙二
事業所名称	岬町社協地域包括支援センター
事業所所在地	岬町深日3238番地の24
電話番号	072-425-9058
FAX番号	072-425-9059
サービス提供地域	岬町全域

2. 職員体制

	常勤職員	非常勤職員	備 考
管理者（社会福祉士兼務）	1名	0名	
保健師等	1名	0名	保健師に準ずる看護師
主任介護支援専門員	1名	0名	
介護支援専門員	0名	3名	

3. 業務日及び業務時間

業務日	月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。）
業務時間	午前9時から午後5時30分まで

4. 事業所建物の概要

建物の構造	鉄骨造スレート葺 平屋建		
竣工年月日	平成12年2月22日		
事業所面積	全 体 面 積	うち地域包括支援センター面積	
	事務室	69.88㎡	33.17㎡
	応接室(相談室)	15.32㎡	相談室兼用
	会議室	49.73㎡	会議室兼用
	その他	167.36㎡	ボランティアルーム・厨房・トイレ等兼用
計	302.29㎡	—	

地域包括支援センター拠点区分 資金収支予算書 (予算書P26-P27)

収入 事業活動による収支

勘定科目	予算額	説明	明
受託金収入	25,350,000		
町受託金収入	25,350,000	呷町地域包括支援センター運営業務料	
介護保険事業収入	22,119,000		
居宅介護支援介護料収入	17,463,000	介護予防サービス支援：計画書作成料	初回 922,680円 (@7,689円×120件)
介護予防支援介護料収入	17,463,000	”	継続 16,426,800円 (@4,563円×3,600件)
介護予防・日常生活支援総合事業収入	4,606,000	”	【新設】委託連携加算 112,536円 (@3,126円×36件)
事業費収入	4,606,000	介護予防サービス支援：計画書作成料	初回 369,072円 (@7,689円×48件)
その他事業収入	50,000	”	継続 4,161,456円 (@4,563円×912件)
市町村特別事業収入(公費)	50,000	”	【新設】委託連携加算 75,024円 (@3,126円×24件)
事業活動収入計(1)	47,469,000	住宅改修理由書作成料 @2,000円×25件	

支出

勘定科目	予算額	説明	明
人件費支出	28,816,000		
職員給料支出	11,176,000	職員6名の人件費総額	
職員賞与支出	2,855,000	【内訳】社会福祉士(管理者) 保健師	1名(正職員) 1名(契約職員)
非常勤職員給与支出	10,678,000	主任介護支援専門員	1名(契約職員)
法定福利費支出	4,107,000	介護支援専門員	3名(契約職員)

事業費支出	12,746,000	
諸謝金支出	28,000	ケース会議等講師等謝礼
旅費交通費支出	122,000	職員、講師等旅費
研修研究費支出	17,000	職員研修費用
消耗器具備品費支出	318,000	介護予防マネジメント費用72,000円、総合相談費用61,000円、北一印刷機トナー使用料96,000円、事務用品44,000円、新型コロナウイルス等感染拡大防止対応物品(按分)45,000円
印刷製本費支出	32,000	地域包括支援センター封筒代
水道光熱費支出	163,000	(按分)電気代
車輜費支出	650,000	車両3台に係る費用総額(ガソリン代、車検費用、自動車保険料 他)
通信運搬費支出	426,000	固定電話1回線(3ch)・FAX1回線259,000円、岬町直通電話1回線92,000円、携帯電話1回線25,000円、郵送料50,000円
広報費支出	29,000	社協みさき掲載料
業務委託費支出	9,882,000	介護予防サービス支援・計画書作成委託料 初回 402,000円 (@6,700円×60件) 継続 9,102,000円 (@3,700円×2,460件) " " 【新設】委託連携加算 180,000円 (@3,000円×60件)
保守料支出	659,000	労務管理料(職員6名分)198,000円 地域包括支援センターシステム保守料549,000円、法改正対応システムバージョンアップ料110,000円
手数料支出	80,000	振込手数料66,000円(介護予防サービス支援・計画書作成委託料支払 他)、電子請求システム利用手数料14,000円
保険料支出	114,000	地域包括支援センター賠償責任補償保険料78,000円、情報漏えい補償保険料36,000円
賃借料支出	217,000	駐車場使用料75,000円、内部ネットワーク構築リース料(按分)25,000円、事務局パソコンリース料(按分)40,000円 A E D リース料72,000円 他
諸会費支出	2,000	ラン伴実行委員会費
雑支出	7,000	ラン伴参加費用

事務費支出	83,000	
福利厚生費支出	83,000	職員健康診断料、共済会負担金
事業活動支出計(2)	41,645,000	
事業活動資金収支差額(3)	5,824,000	

支出 施設整備等による収支

勘定科目	予算額	説明
ファイナンス・リース債務の返済支出	1,206,000	地域包括支援センターシステム料
施設整備等支出計(5)	1,206,000	
施設整備等資金収支差額(6)	-1,206,000	

支出 その他の活動による収支

勘定科目	予算額	説明
事業区分間長期借入金返済支出	2,000,000	地域包括支援センター初期費用借入金返済(5年目:最終年) * 善意銀行積立金より500万円借入→年間100万円×5年間(H29~R3で返済) * 運用財産積立金より100万円借入→100万円(5年目:最終年で返済)
事業区分間繰入金支出	1,124,000	地域包括支援センター職員退職手当積立金掛金
その他の活動支出計(8)	3,124,000	
その他の活動資金収支差額(9)	-3,124,000	

予備費支出(10)	1,345,000	
当期資金収支差額合計(11)	149,000	総収入47,469,000円ー総支出45,975,000円ー予備費支出1,345,000円
前期末支払資金残高(12)	9,364,138	令和2年度繰越金
当期末支払資金残高(11)+(12)	9,513,138	令和3年度繰越金(内訳)地域包括支援センター事業4,456,406円、介護予防支援事業5,056,732円